

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、社会福祉法人A（以下「法人」という。）に雇用され、法人が運営するケア施設における介護業務に従事していた。

請求人によれば、平成〇年〇月〇日頃から腰の痛みが強くなり、同月〇日は痛みが辛く頭痛も加わったことから、同日B整形外科に受診し「頸肩腕症候群、腰痛症」と診断され、同年〇月〇日には、C病院に受診し「腰椎すべり症、腰椎椎間板症」と診断され、さらに同年〇月〇日、D病院に受診し「頸腕症候群、筋筋膜性腰痛症」と診断された。

請求人は、腰痛を発症したのは業務上の事由によるものであるとして、監督署長に療養補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に発症した腰痛は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、請求人に発症した腰痛が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、職場での過重な業務により腰痛を発症した旨主張する。

(2) 腰痛に係る業務上外の判断については、「業務上腰痛の認定基準等について」(昭和51年10月16日付け基発第750号。以下「認定基準」という。)が示されていることから、以下、認定基準に基づき検討する。

ア 請求人は、平成〇年〇月〇日作成聴取書において、以前にも作業中に腰の痛みはあったが、同年〇月〇日頃から腰の痛みが強くなった旨や、職員の人数が減ったことで業務量が増え、その負担から痛みが増したものと思われ、腰を捻ったようなことはない旨述べている。請求人の当該申述からすると、請求人に発症した腰痛は、災害性の原因によらない腰痛であると認められる。

請求人が法人で施設入所者の介助業務に就いてから腰痛を発症するまでの期間を踏まえると、請求人の腰痛が業務に起因して発症したものと認められるためには、災害性の原因によらない腰痛のうち、「腰部に過度の負担のかかる業務に比較的短期間従事する労働者に発症した腰痛」として、認定基準に示された要件を満たすことが必要である。

イ ここで、腰部に過度の負担のかかる業務として、認定基準に示された業務のうち、請求人の作業態様から検討すべきものは、「おおむね20kg程度以上の重量物又は軽重不同の物を繰り返し中腰で取り扱う業務」及び「腰部にとって極めて不自然ないし非生理的な姿勢で毎日数時間行う業務」であり、「長時間にわたって腰部の伸展を行うことのできない同一作業姿勢を継続して行う業務」や「腰部に著しく粗大な振動を受ける作業を継続して行う業務」に該当しないことは明らかである。

ウ 請求人が行っていた介助業務における一連の作業のうち、請求人が腰部に負担がかかるものとして主張するものは、①デイケア参加者のケアハウスとデイケア施設との間の移動に際しての車椅子を2台並列させて押す作業、②デイケア参加者の休息のため、参加者を介助しながら布団に寝かせ、その布団を引っ張って移動させる作業、③デイケア参加者のトイレ介助である。

エ 上記①から③までの作業に関する請求人の申述や請求人が従事した重度認知症デイケアにおける1日のタイムスケジュールを総合的に勘案すると、決定書理由に説示するとおり、請求人は午前〇時から午後〇時までの1日の重度認知症デイケアを通して上記①から③までの作業に従事していたものとは認められないことから、当審査会としても、「おおむね20kg程度以上の重量物又は軽重不同の物を繰り返し中腰で取り扱う業務」に従事したものと認めることはできない。また、上記③の業務は、認定基準に示された「腰部にとって極めて不自然ないし非生理的な姿勢で行う業務」に該当する可能性があるところ、当該作業に毎日数時間従事していたものとも認められない。

オ 請求人は、平成〇年〇月〇日のエクササイズにおいて、腰部に激痛があったとも述べることから、念のため、認定基準における災害性の原因による腰痛と認められるか否かについてみるに、当審査会としても、決定書理由に説示するとおり、エクササイズにおいて、認定基準が示すところの「通常の動作と異なる動作による腰部に対する急激な力の作用が突発的なできごととして生じた」ものと認めることはできない。

(3) 次に、腰痛の発症原因等に係る医学的見解をみると、E医師、F医師、G医師とも、画像上顕著な病変を認めておらず、発症原因を不明としており、これら医師の意見を踏まえた上で、医師は、腰椎に神経障害を惹起する病変は存在せず、業務との間に因果関係を認めることは困難である旨述べている。

当審査会としても、E医師、F医師及びG医師の意見を総括したH医師の意見は妥当と判断する。

(4) 上記(2)及び(3)のとおり、請求人に発症した腰痛は、認定基準に示された災害性の原因によらない腰痛及び災害性の原因による腰痛のいずれの要件をも満たすものとは認められないことから、当審査会としても、業務に起因して発症したものとは認められないと判断する。

(5) 請求人は、頸部痛も訴え、頸部に係る傷病名を付した医療機関も認められる

が、そもそも本件療養補償給付請求書上、頸部に係る傷病名は存しないところ、頸部に係る傷病名を付した医療機関の医師が作成した意見書においても、当該頸部に係る傷病の発症原因は不明とされ、ほかに、当該頸部に係る傷病を業務に起因して発症したものと認めるに足る医学的所見等もない。

また、請求人は、上記追加意見書において、線維筋痛症の症状が出現した旨や法人においてパワハラがあったこと等縷々主張するが、線維筋痛症については、原処分庁の判断の適否を審査する本件再審査請求の対象とはならず、平成〇年〇月〇日付け意見書及び平成〇年〇月〇日付け意見書におけるその余の主張についても、上記結論を左右しない。

- 3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。